第一追加議定書及び万国郵便条約の説明書 万国郵便連合憲章の第八追加議定書、 万国郵便連合一 般規則の

外務省

次

Π I 三 3 2 万国郵便連合一般規則の第一追加議定書 4 3 1 万国郵便連合憲章の第八追加議定書 概説 概説 (2) (1) 憲章の追加議定書の実施のための国内措置 (2) (1) 憲章の追加 憲章の 憲章の 憲章の 早期国会承認が求められる理由 般規 般規則 経緯 背景 経緯 背景 般 規 텘 텘 追 追 追 の追加が の追加議定書の締結により の追加議定書の成立経緯 議定書の内容 加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務 加議定書締結の意義 加議定書の成立経緯 議定書締結の意義 我が国が負うこととなる義務 ージ

4

早期

、国会承認が求められる理由

兀

兀 兀 兀

兀

兀

兀

兀

 \equiv

		三														_	Ш		三	二
2	1		2	(4)	(3)	(2)	(1)	1	一条約	4	3	2	(2)	(1)	1	概	万 国	参	_	_
「郵政庁」の語	定義	主要変更点	最終議定書:	最終規定 :	補償金 …	通常郵便及び	国際郵便業務	条約	の内容	早期国会承認	条約の締結に	条約締結の意義	経緯	背景	条約の成立経緯	説	郵便条約	考)	般規則の追加	般規則の追加
語の「加盟国」						小包郵便	務に適用され			が求められ	より我が国	義			緯				加議定書の実施	追加議定書の内
及 び						に適用され	る共通の			る理由 ::	が負うこと								施のための	容
「指定された事業体」						る規則 …	規則				が負うこととなる義務								国内措置	
事業体」へ											:									
の置換え																				
九	九	九	九	九	八	八	八	八	八	七	七	七	七	七	七	七	七	六	五.	五

<u></u>	兀						-
参	条	8	7	6	5	4	3
考)	条約の実施のための国内措置	業務の質を改善するための基金	到着料	引き受けられる伝染性物質	引き受けられない郵便物及び禁制	持続可能な開発	郵便切手
_	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	九	九	九

万国郵便連合憲章の第八追加議定書

I

概説

1 憲章の 追加議定書の 成 7

(1)

三十九年(千九百六十四年)に、 は、 る基本的文書として作成された。 (千九百四十七年) 分野における国際協力に寄与することを目的として明治七年(千八百七十四年)に設立された国際機関であり、 万国郵便連合 平成二十一年(二千九年)八月一日現在、 (以下「連合」という。) は、郵便業務の効果的運営により諸国民間の通信連絡を増進し、文化、 に国際連合の専門機関となった それまでの万国郵便条約に定められていた事項のうち連合の組織規定に当たるものを内容とす 百九十一箇国である。)。 (我が国は、 明治十年 万国郵便連合憲章 (千八百七十七年)に連合に加盟した。 (以下「憲章」という。) は、 連合の加盟国 昭和二十二年 社会及び経済

昭和

(2)経緯

びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、 ている。平成二十年(二千八年)七月二十三日からジュネーブで開催された第二十四回大会議において、 追加議定書 連合の最高機関である大会議は、 (以 下 「憲章の追加議定書」という。)が同大会議の最終日の八月十二日に採択された。 通常四年ごとに開催され、 連合の運営を向上させる目的で憲章の一部改正について定める憲章の第八 憲章等連合の文書の改正、 新たな文書の作成等を行うこととされ 連合の組織及び運営並

2 憲章の追加議定書締結の意義

がこの憲章の追加議定書を締結することは、 この 憲章の追加議定書は、 連合の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、 引き続き連合の加盟国として活動するために極めて重要である。 憲章を改正するものである。 我が国

3 憲章の 追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

う。

我が国は この 憲章の追加議定書を締結することにより、 連合の運営への参加についてこの憲章の追加議定書に定める義務を負

4 早期国会承認が求められる理由

るための法的根拠を確保し、 この憲章の追加議定書は、平成二十二年(二千十年)一月一日に効力を生ずることとなっているところ、国際郵便業務を実施す 国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、この憲章の追加議定書を早期に締結する必要があ

る。

_ 憲章の追加議定書の内容

この憲章の追加議定書は、 前文、本文十箇条及び末文から成り、その概要は、 次のとおりである。

連合の文書において使用される用語の定義を追加した(憲章の追加議定書第一条により改正される憲章第一条の二)。

2 「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換えた(憲章の追加議定書第一条により改正される憲章第一条の

二等)。

1

三 憲章の追加議定書の実施のための国内措置

この憲章の追加議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

1 作成 平成二十年八月十二日 ジュネーブにおいて作成

2 効力発生 平成二十二年一月一日

3 署名国 百三十七箇国

スロバキア、 ルーマニア、ロシア、 ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ (*)、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、 チア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、 ギー、ベナン、ブータン、 キスタン、バチカン、 タンザニア、タイ、 シア、モルディブ、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー ス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、 イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、 ンランド、 ボヴェルデ、チャド、 アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、 (*)、ノルウェー、 フランス、ガボン、 スロベニア、 チリ、 ルワンダ、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、 ベネズエラ、 オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、 南アフリカ共和国、 ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、 中華人民共和国、 トンガ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、 ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ハイチ、ハンガリー、 ベトナム、イエメン、ジンバブエ コモロ、 スペイン、 コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、 スリランカ、 エクアドル、 スリナム、 ヨルダン、カザフスタン、大韓民国、 アラブ首長国連邦、 スワジランド、 エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、 カンボジア、 ルクセンブルク、マダガスカル、マレー アイスランド、インド、インドネシア、 コスタリカ、コートジボワール、クロア アメリカ合衆国、 スウェーデン、スイス、シリア、 カメルーン、カナダ、 クウェート、 ウルグアイ、 ベル

(* 我が国は、国家として承認していない。)

締約国 平成二十一年八月一日現在 一箇国

4

カーボヴェルデ

一概説

1 一般規則の追加議定書の成立経緯

(1) 背景

般規則 は、 千六年) 新たに作成されたことに伴い、 万国郵便連合一般規則 憲章によりすべての加盟国に締結が義務付けられており、 は、 月一日に効力を生じた。 平成十六年 (二千四年) (以 下 憲章の適用及び連合の運営を確保するための実施細目を定めるものとして作成された。 「一般規則」という。)は、 にブカレストで開催された第二十三回大会議において恒久的な文書となり、平成十八年(二 昭和三十九年(千九百六十四年)のウィーン大会議において憲章が 我が国は、その後作成された累次の一般規則を締結してきた。 一般規 텘

(2) 経緯

追加議定書 |郵便業務全般につき見直しが行われた結果、 平成二十年(二千八年)七月二十三日からジュネーブで開催された第二十四回大会議において、 (以 下 般規則の追加議定書」という。)が同大会議の最終日の八月十二日に採択された。 連合の運営を改善する目的で一般規則の一部改正について定める一 連合の組織及び運営並びに国 般規則の

2 一般規則の追加議定書締結の意義

る。 この 我が国がこの 般 放規則の 追 般規則の追加議定書を締結することは、 加議定書は、 連合の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、 引き続き連合の加盟国として活動するために極めて重要である。 一般規則を改正するものであ

3 一般規則の追加議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、 0 般 放規則の 追加議定書を締結することにより、 連合の運営への 参 加についてこの一般規則の追加議定書に定める

義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この一般規則 の追加議定書は、 平成二十二年(二千十年)一月一日に効力を生ずることとなっているところ、 国際郵便業務を実

施するための法的根拠を確保し、 国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、この一 般規則の追加議定書を早期に締結する必

要がある。

二 一般規則の追加議定書の内容

この一般規則の追加議定書は、 前文、本文二十六箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 大会議の職務を追加した(一般規則の追加議定書第一条により追加される一般規則第百一条の二)。

2 「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換えた(一般規則の追加議定書第二条により改正される一般規則

第百二条等)。

3 翻訳費用の滞納について、 分担金の滞納に関する規定を一部準用することとした(一般規則の追加議定書第二十条により改正さ

れる一般規則第百二十八条)。

一時的な分担等級の引上げを可能とする規定を追加した(一般規則の追加議定書第二十一条により改正される一般規則第百三十

条)。

4

一般規則の追加議定書の実施のための国内措置

三

この一般規則の追加議定書の実施のためには、 新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

- 1 作成 平成二十年八月十二日 ジュネーブにおいて作成
- 2 効力発生 平成二十二年一月一日
- 3 署名国 百三十七箇国

キスタン、バチカン、 スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スリナム、 鮮 チア、キューバ、キプロス、 ボヴェルデ、チャド、チリ、中華人民共和国、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロア ギー、ベナン、ブータン、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、 アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、 タンザニア、 ルーマニア、 ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ(*)、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、 シア、モルディブ、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、 ス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マレー イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、大韓民国、クウェート、 ンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ハイチ、ハンガリー、 (*)、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、 タイ、 ロシア、ルワンダ、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール トーゴ、トンガ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、 ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、 エクアドル、 アラブ首長国連邦、 スワジランド、 エルサルバドル、 アイスランド、インド、インドネシア、 アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベ スウェーデン、スイス、シリア 赤道ギニア、エストニア、

- (* 我が国は、国家として承認していない。)
- カーボヴェルデ 締約国 平成二十一年八月一日現在

一箇国

4

概説

1

条約の成立経緯

(1)

国郵便条約 れた累次の条約を締結してきた。 る規定を内容とするものとなった。 昭和三十九年(千九百六十四年)のウィーン大会議において憲章及び一般規則が新たに作成されたことに伴い、それまでの万 (以下「条約」という。)に定められていた事項の一部がこれらの文書に移行し、条約は、 条約は、 憲章によりすべての加盟国に締結が義務付けられており、 我が国は、 国際郵便業務に適用され その後作成さ

(2)経緯

議において、 年)一月一日に効力を生じたものであるが、平成二十年(二千八年)七月二十三日からジュネーブで開催された第二十四回大会 に採択された。 現行の条約は、 国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、現行の条約に代わる新たな条約が同大会議の最終日の八月十二日 平成十六年(二千四年)にブカレストで開催された第二十三回大会議において作成され、平成十八年(二千六

2 条約締結の意義

条約を締結することは、 この条約は、 国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、 引き続き連合の加盟国として活動し、 及び国際郵便業務を適切に実施するために極めて重要である。 現行の条約を更新するものである。 我が国がこの

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

則を遵守し、 我が国は、 この条約を締結することにより、この条約の規定に従い、 かつ、 連合の加盟国との間で通常郵便業務及び小包郵便業務を実施する義務を負う。 継越しの自由 (他の加盟国 の郵便物の送達の義務) 0) 原

早期国会承認が求められる理由

4

この条約は、 平成二十二年(二千十年)一月一日に効力を生ずることとなっており、 これに伴い現行の条約は、 効力を失うこと

八

となっているところ、国際郵便業務を実施するための法的根拠を確保し、 国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、 この条

二条約の内容

約を早期に締結する必要がある。

この条約は、条約 (前文、本文三十七箇条及び末文から成る。)及び最終議定書(前文、本文十五箇条及び末文から成る。)から

成り、その概要は、次のとおりである。

1 条約

(1) 国際郵便業務に適用される共通の規則(第一部)

定義、 普遍的な郵便業務、 憲章に定める継越しの自由の原則の具体的な適用、 郵便物の所属、 料金、 郵便切手、 違反行為等に

ついて規定している。

(2) 通常郵便及び小包郵便に適用される規則(第二部

(イ 業務の提供(第一章)

基礎業務、 追加の業務、 引き受けられない郵便物及び禁制、 調査請求、 税関検査及び関税その他の課金等について規定して

いる。

口 責任(第二章)

加盟国及び指定された事業体の責任及び賠償金並びに免責、 差出人の責任、 賠償金の支払等について規定している。

(ハ) 通常郵便に関する特別規定 (第三章)

外国における通常郵便物の差出しについて規定している。

(3) 補償金 (第三部)

(イ) 通常郵便に関する特別規定(第一章)

到着料及びその料率、業務の質を改善するための基金、継越料等について規定している。

(ロ その他の規定(第二章)

航空運送料、 小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金並びにこれらの料金の額を定めることについての郵便業務理事会の

権限について規定している。

(4) 最終規定 (第四部)

この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件、 大会議の際に提出される留保並びにこの条約の効力発生及び有効期間

2 最終議定書

について規定している。

条約の規定に対する留保を内容としている。

我が国は、 点字郵便物についての郵便料金の免除について留保を付し、また、外国における通常郵便物の差出しについて一部の

加盟国から付された留保規定について留保を付している(第三条及び第十三条)。

三 主要変更点

定義

1

この条約において使用される用語の定義を追加した(第一条)。

「郵政庁」の語の「加盟国」及び「指定された事業体」への置換え

2

「郵政庁」の語を「加盟国」又は「指定された事業体」に置き換えた(第一条等)。

3 郵便切手

郵便切手には発行する加盟国又は地域の名称をローマ文字で記載しなければならないところ、 切手を発明した国であるグレー

ブリテンについては例外が認められる旨を明確化した(第八条)。

4 持続可能な開発

加盟国は、 郵便業務のすべての段階における環境、 社会及び経済に関する活動に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦

略を採用し、 及び実行し、 並びに郵便業務の範囲内で持続可能な問題に関する周知を図ることとした(第十条)。

引き受けられない郵便物及び禁制

5

偽造又は海賊版の物品が追加された(第十五条)。

6 引き受けられる伝染性物質

例外的に通常郵便物及び小包郵便物に入れることができる危険物を、 放射性物質及び生物学上の材料から、 放射性物質及び伝染

性物質に変更した(第十六条)。

7到着料

(1) 及び二千十二年の時点において目標制度に参加する国及び地域(新たに目標制度に参加する地域)並びに八移行制度に参加して 到着料に関する規定の適用のため、すべての国及び地域は、イニ千十年より前に目標制度に参加した国及び地域、ロニ千十年

(2) 現行の適用料率の引上げを行った (第二十八条及び第二十九条)。

いる国及び地域のいずれかに分類されることとなった(第二十七条)。

8 業務の質を改善するための基金

業務の質を改善するための基金への拠出を増やすため、 開発途上国に対する到着料率に一定の比率分が増額される旨規定した

(第三十条)。

条約の実施のための国内措置

兀

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

1 作成 平成二十年八月十二日 ジュネーブにおいて作成

2 効力発生 平成二十二年一月

日

3 署名国 百三十七箇国

ナミビア、ネパール、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ (*)、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、 チア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、 キスタン、バチカン、 タンザニア、タイ、 スロバキア、 ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、 シア、モルディブ、マリ、マルタ、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー ボヴェルデ、チャド、チリ、中華人民共和国、 ギー、ベナン、ブータン、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、 アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、 ス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マレー イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、 ンランド、 (*)、ノルウェー、 フランス、 スロベニア、 ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、 ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、 南アフリカ共和国、スペイン、 トンガ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、 コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、 スリランカ、スリナム、スワジランド、 ハイチ、ハンガリー、 ヨルダン、カザフスタン、大韓民国、 アラブ首長国連邦、 アイスランド、インド、インドネシア、 コスタリカ、 アメリカ合衆国、 スウェーデン、スイス、シリア、 コートジボワール、クロア クウェート、 ウルグアイ、 カタール、

(* 我が国は、国家として承認していない。)

締約国 平成二十一年八月一日現在 一箇国

4

カーボヴェルデ